

CAFC が継続性のある出願の PTA について判断を下す

2015年07月27日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国特許の特許権存続期間は、原則として、出願から 20 年です (35 U.S.C. 154(a)(2))。なお、特許権存続期間の起算日は、外国の優先日や米国の仮出願の出願日ではありません。

1995 年 4 月 25 日の法改正により、経過措置として、1995 年 6 月 8 日時点で有効な特許権、または 1995 年 6 月 7 日までに提出された特許出願においては、出願から **20** 年間あるいは特許発行から **17** 年間のうち、長い方が特許権存続期間となります (35 U.S.C. 154(c)(1)、MPEP 2701)。なお、先の米国特許出願の利益を享受する出願 (継続出願や分割出願) においては、特許権存続期間の起算日は先の出願日となります (35 U.S.C. 154(a)(2))。

特許権存続期間が出願から 20 年間となりましたので、出願審査に **3** 年以上の年月を要した場合、特許権存続期間が上記法改正前の特許発行から 17 年間よりも短くなってしまうことがあります。そこで、出願人に起因しない理由により特許発行が遅れた場合、特許権存続期間を延長することによって公平が保たれるように配慮されました。

このような状況下で、分割出願等の継続性のある出願 ("Continuing Application") において、限定要求 ("restriction requirement") 等の "notice" の発行の遅れが、特許権存続期間に影響を与えるのか否かについて、最近の判例に基づいて以下に説明します。

【全 5 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.